

認可外保育施設の新規開設、変更、廃止等に係る提出書類一覧

	種類		留意点	
	居宅以外	居宅		
新規開設	◎	◎	認可外保育施設設置届	
	○	○	保育従事者の資格証明書(研修等の修了証明書)の写し	・有資格者(保育士、看護師又は准看護師) ・子育て支援員研修受講者 ・その他資格を有する方
	○	○	入所児童に関する保険会社との保険契約書の写し	
	○		施設の平面図	保育室、調理室、トイレなど各室の有効面積が記載されているもの
	○	○	利用料金表	設置届に記入できる場合は省略可
	○	○	施設の案内パンフレット、児童募集広告など参考となる資料	
		○	マッチングサイト等のURL、サイトページの写し	ご自身が提示されているサービス内容がわかるサイトページの写し
届出内容の変更※1	◎	◎	認可外保育施設変更届	
	○		施設の平面図	移転・拡張等により建物に変更があった場合 ※保育室、調理室など各室の面積が記載されているもの
	○	○	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(適合証明書)	・建物を移転する場合 ・証明書交付施設のみ
休止・廃止	◎	◎	認可外保育施設廃止・休止届	
	○	○	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(適合証明書)	証明書交付施設のみ

★ ◎・・・必須書類 ○・・・添付書類(場合によっては省略可能)

★ 各届出事項については、事由発生後一ヶ月以内に、郵送により届出をしてください。
万が一、届出が遅延した場合は、任意の様式にて遅延届を作成し、併せて送付願います。

★ 上記以外で、参考となる書類等ありましたら、添付願います。

※1 以下に該当する変更がありましたら、変更届の提出が必要です。

- ①施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ③建物その他の設備の規模及び構造
- ④施設の管理者の氏名及び住所